

大泉町消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付要項

大泉町消防団員準中型自動車免許取得費補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

1 交付目的

大泉町消防団員に対して、準中型自動車免許の取得に必要な経費を補助することで、円滑かつ迅速な消防活動を推進することを目的とします。

2 内容

補助対象者	普通自動車免許を有し、次の1から4までの全てに該当する大泉町消防団員（以下「団員」といいます。）とします。 1 所属する部に配備されている消防車両の運転に、準中型自動車免許の取得が必要であること。 2 準中型自動車免許を取得した後、継続して10年以上団員として活動する意思を有していること。 3 所属分団の分団長から推薦を受けていること。 4 町税の滞納がないこと。
補助対象事業及び経費	団員が準中型自動車免許を取得する場合に要する次の経費について補助を行います。 1 自動車教習所の入所に要する経費 2 自動車の運転に関する技能及び知識の教習（正規の教習時間に係るものに限ります。）に要する経費 3 自動車教習所に入所後最初に受ける修了検定及び卒業検定に要する経費
交付金額	補助金は、補助対象経費の合計額とします。 ※ 合計額に1,000円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた額を交付します。 ※ 補助金の交付は、1人につき1回限りとします。

3 交付手続

交付申請の方法	大泉町消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して申請してください。 1 取得した準中型自動車運転免許証の写し 2 補助対象経費を支払ったことを確認することができる書類 3 補助対象者に町税の滞納がないことを証する書類又は町税等調査閲覧同意書
---------	--

	<p>※ その他、町長が必要と認める書類の提出をお願いします。</p>
補助金の交付時期等	<ol style="list-style-type: none"> 1 申請後、内容の審査を行い、補助金の交付を決定したときは、大泉町消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知します。 2 補助金の交付決定を受けたときは、大泉町消防団員準中型自動車免許取得費補助金支払請求書（様式第3号）により補助金の請求をしてください。 3 請求書が提出された日から起算して30日以内に補助金を交付します。
補助金の返還等	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付決定を受けた人が、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消します。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。 (2) (1)に掲げるもののほか、この要項の規定に違反したとき。 (3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。 (4) 準中型免許を取得した後、10年以上団員として活動できなかったとき。 2 1の場合において、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとし、大泉町消防団員準中型自動車免許取得費補助金取消（変更）通知書（様式第4号）により通知するものとします。 <p>※ 公務災害等、特別な事情があると町長が認めた場合は、この限りではありません。</p> <p>※ 返還する補助金の額は、補助金の額から補助金の額を10で除して得た額に準中型自動車免許を取得してから団員として活動した年数（その年数に1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた年数）を乗じて得た額を減じて得た額とします。</p>

4 各種様式

申請書等の様式	<ol style="list-style-type: none"> 1 大泉町消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付申請書（様式第1号） 2 大泉町消防団員準中型自動車免許取得費補助金交付決定通知書（様式第2号） 3 大泉町消防団員準中型自動車免許取得費補助金支払請求書（様式第3号） 4 大泉町消防団員準中型自動車免許取得費補助金取消（変更）通知書（様式第4号）
---------	--

5 事業期間

期 間	令和5年4月1日から
-----	------------

6 担当部署

大泉町安全安心課	電話0276(63)3111)
----------	-----------------